

プロイセンのハノーファー王国併合とドイツ統一

大西 健夫

一 プロイセンとオーストリアの覇権争い

ドイツに統一国家をもたらした一八七一年のドイツ帝国は、その基盤を一八六七年の北ドイツ連邦に持つ。北ドイツ連邦成立の決定的契機は、一八六六年七月三日のケーニヒグラーツでの戦いにおけるオーストリア軍に対するプロイセン軍の勝利であり、そして、オーストリア陣営に参加したマイン川以北・エルベ川以西のドイツ諸邦のプロイセンによる併合である。ここで併合された諸邦の票数を加算したことにより、連邦議会第一院でのプロイセンの圧倒的優位が制度化されるのであった。北ドイツ連邦を拡大する形で生まれた一八七一年のドイツ帝国も対フランス戦争の勝利に基くことから、ドイツ統一はプロイセンの軍事力の成果であり、上からの解決にその帰着点を見た、ともされている。しかし、ドイツ史研究において、プロイセン主導による北ドイツ連邦がドイツ統一国家形成への第一歩であったことは肯定さ

れている^①。さらに、プロイセンによって併合された諸邦の国民の大多数からむしろ統一国家形成に向けて必要な過程であったとして受容されてきている。本稿は、ドイツ統一の過程、そこに果たした軍事の役割、プロイセン主導でのドイツ統一を支持した国民の対応を、併合されたハノーファーを事例として明らかにすることを課題とする。

ドイツ民族統一国家形成への国民の声は、一八〇六年のイエナIIアウエルシュタットの敗戦から一八一三年の解放戦争まで続くナポレオン支配の時期に高まるが、一八一五年のウィーン体制はこうした国民の声に応えるものでなかった。ウィーン体制は、君主主権の独立諸邦の存続を保障した同盟関係にすぎないドイツ連邦を生み出したものであるから、ドイツ同盟とも呼ばれる。ナポレオン戦争後における列強間の勢力均衡を目指したヨーロッパ秩序に組込まれることによりその安定を確保していたのであり、この体制は、列強の狭間に置かれ、分断されたドイツの中・小君主主権諸邦にとって、オーストリアとプロ

イセンを二大覇権国とする安全保障体制の構築でもあった。²⁾

ドイツ民族統一国家形成への運動は、一八四八年三月革命において再び大きな潮流として現れてくる。パリ二月革命は、直ちにドイツ各地に影響を与えた。三月五日、ハイデルベルクで集会を持った西南ドイツ諸国の代表者達はドイツ国民議会召集しているし、同様の決議が各地でみられた。三月一三日のウイーン、一八日のベルリンと続く民衆蜂起を君主達はもはや軍事力をもって制圧することが出来ず、ドイツ連邦の両覇権国でありながら憲法を持たなかったオーストリアとプロイセンとも憲法制定の要求を受け入れている。プロイセンでは、四月八日の選挙法により選出された議員達によって五月二二日に憲法制定会議が開催される一方、他方においてウイーン同様にベルリンでも軍隊による秩序回復が進行する。プロイセン国王は、四八年二月五日に強制的に議会を解散し、同日付けで欽定憲法を發布し、この憲法に基づき構成される議会が欽定憲法を改正するものとした。一二月六日の新選挙法に基づく議会は四九年二月二六日に開催され、ここで採択されるのが、幾度か部分的修正を経たもののワイマル期まで存続する一八五〇年一月三一日プロイセン憲法であり、明治憲法の原型となっている。

君主連合の合議体であるドイツ連邦議会の機能が停止した状態で、ドイツ連邦諸邦から直接選出された代表が、一八四八年五月一日にドイツ連邦議会の所在地であるフランクフルトでのパウロ教会で国民議会を開催するが、来るべき統一国家形態を議論し、「君主国か共和

国か」、「大ドイツか小ドイツか」などを巡って紛糾する。また、国民議会は六月二八日と七月一二日の決議により、オーストリアのヨハン大公を「ドイツ国摂政」に任命し、中央権力樹立を図るが、中央政府機能と中央国家権力行使手段の裏づけのない名目的な存在にすぎなかった。

反革命勢力が復古するなかフランクフルト国民議会は、四九年三月二七日、人民の「基本権」を根幹とする帝国憲法（フランクフルト憲法）を採択し、二八日に公布するとともに、プロイセン国王を世襲のドイツ皇帝に選出するが、ベルリンを訪れた国民議会の代表使節が捧げる帝冠と憲法をプロイセン国王は、「帝国憲法が他の諸侯によって承認されるまでは帝冠を受けえず」として拒絶し、フランクフルト国民議会を生み出した三月革命は事実上これをもって挫折した。

フランクフルト国民議会の消滅とドイツ連邦の機能停止により、ドイツ全土を包括する政治機構が欠如する状態のなかで、プロイセン国王は、多民族国家オーストリアを除外した形でのドイツ統一に乗り出す。³⁾ 四九年五月一七日にベルリンで開催されたバイエルン、ウュルテンベルク、ハノーファー、ザクセン、プロイセンの五王国代表者会議での合意形成は成功しなかったが、五月二六日、プロイセン、ザクセン、ハノーファーは三王同盟をドイツ連邦規約第一条を援用する形で結成し、他のドイツ諸邦の加盟を促すこととし、同盟憲法の制定を定めた。オーストリアは、この五月、ハンガリーでの反乱に忙殺されていたが、八月二七日、同盟憲法はドイツ連邦規約に反するとの見解を

表明する。北ドイツの小領邦の多くとバーデン、ヘッセン・ダルムシュタットなどが三王同盟路線への加入意思を示したが、最終的にはオーストリアの外交的圧力が強く、ザクセンとハノーファーが離脱し、三王同盟は消滅したし、同盟に残った諸邦によるエアフルト議会でも憲法制定にいたることはできなかった。逆に、五〇年二月二十七日にバイエルン、ウュルテンベルク、ザクセン、ハノーファーが四王同盟を結成したことにより、プロイセン主導でのドイツ統一は現実性を失ってしまう。さらに、クア・ヘッセンでの憲法紛争を契機とした内政混乱を収束すべくドイツ連邦は一八一九年の連邦執行法に基き、ヘッセン公の要請を理由にオーストリア軍を中心とする連邦軍が五〇年一月一日ヘッセン領に入るが、これに異議を申し立てたプロイセンも一月五日動員令を発し、ヘッセン領へと軍隊を進めたことにより軍事衝突が不可避となった⁴⁾。しかし、既に集結している兵力的に優勢な連邦軍と対峙したプロイセン軍は、動員の遅れもあって不利であり、ロシアがオーストリア側についたことから、オーストリアとの間で一月二九日にオルミュッツ条約を締結する。完全な敗北であり、プロイセンはエアフルト議会の解散、プロイセン軍のヘッセンからの撤退、ドイツ連邦への復帰承認を余儀なくされ、プロイセン主導でのドイツ統一政策は頓挫した。プロイセンにとって政策実現の唯一の手段が軍事であるとの認識を強くした敗北でもあった。

プロイセンとオーストリアの覇権争いは続く。一八五三年―一八五六年のクリミア戦争ではロシアの南下を恐れたオーストリアが英仏側

に好意的な中立政策を採ると、プロイセンはロシアに接近する。五九一年にイタリア統一戦争が始まり北イタリアのオーストリア領の帰属問題が生まれ、ナポレオン三世がオーストリア側に立って介入すると、プロイセンはイタリアに接近する。プロイセンとオーストリアの直接的対立が決定的となるのはシュレースウィヒ＝ホルシュタイン問題を巡ってである。

ドイツ系住民が多数を占めるシュレースウィッチとホルシュタインはデンマーク王の統治下にあつたが、ホルシュタイン領は同君連合としてドイツ連邦に加盟していたのでデンマークはドイツ連邦での発言権を持っていた。ドイツ系住民の独立運動から生まれた紛争を列強間で処理した五二年のロンドン条約はシュレースウィッチとホルシュタインの両公国はデンマーク国王の統治の下で独自の自治行政権を持つとともに、永久にデンマークに併合されないことを確認していた。しかし、六三年一月に即位した新国王クリスティアン九世は、新憲法を發布し、両公国の結合を解き、シュレースウィッチをデンマークに併合するものとした。ドイツ連邦は執行法を発動し、ハノーファーとザクセン軍を連邦軍として派遣し、ホルシュタインを占領する。さらに、オーストリアとプロイセンはデンマークに対してロンドン条約違反を責めて出兵し、シュレースウィッチからデンマーク領ユトランドまで制圧する。六四年一〇月三〇日のウイーン講和でデンマークは両公国を放棄すると、六五年八月一日のガーシュタイン条約でオーストリアとプロイセンは、それぞれホルシュタインとシュレースウィッチ

ヒを行政管理下に置く協定を結んだ。しかし、プロイセンは、ホルシュタインのキール軍港権益を確保するなど、両国の管理地区における管理権限を巡る争いは絶えず、軍事的対決が必至の状況のなかで、両国は列強との間で秘密外交を展開していく。プロイセンは、ナポレオン三世との間では代償を明確に約束しないまま中立の約束を取り付ける一方、オーストリアの南部国境を脅かすべく四月八日にイタリアと秘密攻守同盟を結び、オーストリアがプロイセンに戦線布告を發した場合にイタリア軍がオーストリア領に進軍し、プロイセンはその代償として北イタリアのベネット州の処遇がイタリアに不利となるような和平条約をオーストリアと結ばないことを約した。一八一五年連邦議定書一一條三項は、ドイツ連邦加盟国に条約締結権を認めているが、同時に四項は、連邦加盟国間の争議は相互に軍事行動をとることなく連邦議會での審議において解決することを定めていることから、オーストリアはこの条約を連邦規約違反とし、また、軍事的脅威とみなした。四月二二日、オーストリアが南方軍の動員令を發すると、プロイセンは、四月二五日、オーストリアの軍事行動を無関心に傍観できないとの声明を出し、イタリアも四月二六日にオーストリア国境に向けて動員令を發する。オーストリアはプロイセンを牽制すべく、四月二六日、シュレースウツヒルホルシュタイン問題を連邦議會に委ねるべきとの提案をすると、バイエルンを中心とする加盟国がこの提案に賛同を表明する。軍事衝突を必至と判断していたプロイセンは、四月二七日、隣国ザクセンが動員令を發したことを受けて、オーストリアとの紛争

にあたり厳格な中立と動員停止を要求する。もし動員停止がなされないならば、プロイセンはザクセンに向けての軍事行動をとらざるを得ない、と通告するのであった。五月一九日、バイエルンを始めとする八加盟邦が、連邦全体での軍備解除提案を行うとともに、軍備解除の条件を互いに提示することを求めるが、両覇権国の対立を解消することはできなかった。

他方、オーストリアはプロイセンとの戦争に勝利した場合にライン川左岸地域のフランスの影響力確保を約束して六月にナポレオン三世と秘密条約を結ぶ。六月一日、オーストリアはシュレースウツヒルホルシュタイン問題をドイツ連邦議會の決定に委ねるとの正式提案を提出すると、プロイセンはこれをガーシュタイン条約の侵犯として六月七日、軍のホルシュタイン進行を決定する。オーストリアは、六月八日、プロイセンの行動に抗議を申入れるとともに、一一日の連邦議會にプロイセンに対する連邦軍の執行を提議し、一二日にプロイセンとの外交関係の断絶を決定する。一四日の連邦議會がプロイセンに対する連邦軍の執行を採択すると、これに対して、プロイセンはこの決議が連邦法違反であるとの立場を採り、抗議するとともにドイツ連邦規約失効を宣言する。この間、ドイツ連邦加盟諸邦の支持獲得を巡る争いが激化しており、連邦の現状維持を政策とするオーストリアに對抗して、プロイセンは、六六年四月九日の緊急動議において連邦改革を提案し、六月一〇日には、オーストリアを排除した新連邦の具体案を「新連邦憲法要綱」として各邦代表に直接提示している。諸邦の君

主から構成され、ドイツ連邦唯一の決議機関である連邦議会と並んで国民の代表からなる新しい院としての国民議会設置の提案であり、後の北ドイツ連邦議会において実現される制度であるが、この時点においては、君主絶対主権国プロイセンの提案はドイツ連邦の覇権を巡る駆引きの一つとして受けとめられたにすぎず、諸邦は積極的な対応をしていない。

一四日の連邦軍執行決議を受けて、一五日、プロイセンは隣国であるザクセン、ハノーファー、クア・ヘッセンに最後通牒を発する。プロイセンとの同盟締結、動員した軍隊を平和時の状態へ復帰、新議会召集への同意を求めたのであり、一五日夜刻までに同意回答がない場合には当該国との戦争状態にあるとみなすとした。三国の拒否とともにプロイセン軍は国境を越えて進軍を開始した。一六日には、プロイセン国王の名前でヨーロッパ諸国とドイツ国民に向けて声明を発表するとともに、連邦執行軍に賛成した上記三国とヘッセン・ダルムシュタットおよびフランクフルト市を除くマイン川以北に位置するドイツ連邦加盟一九邦すべてに同じ声明を送付しており、プロイセンの連邦改革案への賛同と対オーストリア戦への参加を求めた。

六月一七日にオーストリア皇帝フランツ・ヨーゼフが開戦を国民に声明すると、翌一八日にはプロイセン国王も国民に声明を発する。プロイセンがオーストリアに対して宣戦布告を発するのは二一日であるが、これに先立つ二〇日にプロイセンの同盟国であるイタリアがオーストリアに宣戦布告を発しており、これによりオーストリアは南方軍をイ

タリア国境に固定せざるを得ないことになる。

二七日の連邦議会は、連邦執行軍の司令官としてバイエルンの皇太子カールを任命する一方、連邦軍全体の総司令官をオーストリアのベネデケ將軍とし、連邦執行軍に参加していないオーストリアとザクセンの軍を指揮下においた。指揮系統が、連邦軍全体と連邦執行軍の二重構造となったのであり、主力であるオーストリア軍と南ドイツ諸国軍との連携の乱れを生み出し、両軍の総結集が遅れた原因でもあり、決戦となるボヘミヤのケーニヒグラーツでの七月三日の戦闘では一部ザクセン軍を加えたもののオーストリア北方軍が単独で対戦することになる。

二 ケーニヒグラーツの戦い

六月一六日にクア・ヘッセンの国境を越えて進軍したプロイセンのウェツラー軍は、一八日には首都カッセルを占拠し、フリードリヒ・ウイルヘルム公を捕虜とする。同じ日にハノーファー領に侵攻したミッデン軍は一七日に既に国王が退去した首都ハノーファーに入る。バイエルン軍と合流すべく南下したハノーファー軍の降伏は二九日であった。七月三日のケーニヒグラーツでのオーストリア北方軍との決戦は、プロイセン軍の大勝に終わり、その後プロイセン軍は南ドイツ諸邦軍を個別に撃破する。

ケーニヒグラーツの戦いは、ドイツにおける最初の近代戦と位置付けられている。兵力的には劣勢と見なされていたプロイセン軍である

が、近代兵器を装備し、鉄道と電信を活用し、戦略的にもオーストリア軍に優っていたからであった。また、オーストリア軍は、南方軍をイタリアとの国境に固定せざるをえなかったことから、プロイセン軍との戦闘に総力を投入できなかった。

オーストリア軍敗戦の経緯と原因を、戦略面における戦争史の観点から解明しているグローテに従って整理してみる。⁵⁾オーストリア⁶⁾ハングリー帝国の人口は三千六百万人、平時の兵力は二十八万人であり、人口二千万人のプロイセン王国のそれは二一万人であった。予備兵を動員した場合の兵力は、オーストリアが八五万人でプロイセンは三五万人であった。ケーニヒグラーツの戦闘に動員されたのは、オーストリア北方軍二二万五千人で、これにザクセン軍二万五千人が加わった。プロイセン軍二四万人である。^(122頁)プロイセン軍には、少数であるが北ドイツ諸邦の軍隊が含まれている。一八六一年から六二年にかけて、プロイセンは、ザクセン⁷⁾コーブルク⁸⁾ゴーター、ワルデック、ザクセン⁹⁾アルテンブルクと軍事協定を締結し、プロイセンの一部費用分担で兵制・訓練・装備をプロイセン軍と統一していた。前者二邦の将校は、プロイセン軍に組込まれており、ザクセン¹⁰⁾アルテンブルクにおいても幹部士官はプロイセンから派遣されていた。一八六五年のプロイセン軍演習には、上記以外に、アンハルト、シュワルツブルク¹¹⁾ルードルシュタット、ロイス¹²⁾ユンガー・リニエが参加しており、一八六六年の戦争にはこの陣容で臨んでいる。⁶⁾

直近の時期において、プロイセンはデンマーク戦争に出兵している

が、オーストリアはこの他にイタリアとの国境紛争に度々出兵しており、その兵は戦闘経験豊かなものとみなされていたし、著名な将軍として皇子アルブレヒト、ベネデケ、ガブレンツなどが知られていた一方、一八五七年一〇月二七日にプロイセン軍参謀総長に就任したヘルムート・v・モルトケの力量は国際的に未知であった。^(122頁)

ベネデケを総司令官とするオーストリア北方軍は先ずオルミュッツに集結し、南ドイツ諸邦軍の合流を待つが、南ドイツ諸邦の戦争への関心は積極的なものでなく、動員が遅れる。オーストリアの作戦は、ドイツ連邦執行軍を加え、数の上で圧倒的に優位な軍事を誇示することにより、かつてのオルミュッツ講和におけるように、プロイセンの譲歩を引出すことを意図していたものと思われ、ウイーン政府はプロイセンに圧力を加えるべくプロイセン国境への進軍をベネデクに命じる。対プロイセン戦争については、皇子アルブレヒトの周囲でベルリン侵攻作戦が検討されていたが採用されていない。^(114頁)プロイセン軍の接近とともに、六月二〇日、ベネデケはエルベ川を越えて攻撃を加えるべきとの意見をウイーンの皇帝に伝えるが、採用されていない。プロイセン軍は六月二一日にボヘミアの国境を越えると、六月二五日にエルベ川をはさみオーストリア軍の一部と小規模の戦闘状態に入るが、オーストリア軍は当初からの方針に基き、全軍を集結した迎撃体制に留まる。二八日のウイーンからの指令は、ウイーン侵攻をうかがうべくプロイセン軍が集結する東南方向、ケーニヒグラーツへの後退を命じるものであり、ベネデケはこれに従うとともに、プロイ

セン軍に威圧を与えている間に和平交渉に入るべきと皇帝に訴えるが、七月一日の指令は、「和平を結ぶことは不可能である。もし、軍の後退が必要であるならば、後退しても良い。戦闘は行われたのであるか？」というものであった。(125頁) 北方軍をプロイセンに対する威圧的軍事行動を目的とする位置付けは変わっていないのであり、敵軍撃破を目的とする攻撃的役割を与えることはなかった。ここで見られることは、オーストリア軍は戦場にあってもウイーンからの指令なしし介入によって現地軍の戦略・戦術が決定され続けたことであり、北方軍は明確な戦争目標を持つことなく友軍を待ちながら移動を繰り返したことになる。

圧倒的優位な兵力でプロイセンに圧力を加えるというウイーン政府の方針からプロイセンの首都ベルリンへ向けての進軍が許されなかったベネデケの作戦は、全軍を分散させずに敵軍を迎撃し、敵主力を撃破することに置かれていた。広く散開した戦線で対峙する敵の主力を集中的に攻撃する戦略はナポレオンが得意としたものであり、この時期においても優れた戦略として受け入れられていた。しかし、二〇万人を超える兵力を集結することは、兵站の負担は解決しがたいほど大きく、これが移動すると先頭と後尾までの距離が一五・六キロに及んだ。即ち、後尾軍が戦闘に参加するまで五時間かかるのである。この長蛇のオーストリア軍に半円形に展開したほぼ同数のプロイセン軍が三隊に分かれ襲いかかる形の戦線となったのである。三隊の輸送には鉄道が効果的に利用され、軍配置の機動性を高めたのである。

ケーニヒグラーツの戦闘を直接的に決定したのは、プロイセン軍が装備していた撃針銃であったとされている。オーストリア軍の普通装備の先込銃が一分間に二発であったのに対し、プロイセン軍装備の後込撃針銃は七発であったとされている。⁷⁾ 兵器の生産は、一九世紀に入っても軍の工場で手工業的になされていた。銃は先込め方式が一般的であったが、後込銃がドイツ各地で生産されるようになっていた。プロイセンにおいては、ドライセ Johann Nikolaus Dreyse が二〇年代に開発した後込撃針銃が、玉込の速さと高い弾道速度によって次第に普及して行くようになる。一八四〇年、国王フリードリヒ・ウイヘルム四世は、六万丁の撃針銃の購入とともに、この銃を国家機密として国営兵器工場で生産させることとした。一八五六年において、プロイセンは一八万余丁の撃針銃を所有しており、年間生産能力は四万四千丁であったので、一八六六年には二七万丁を歩兵隊が装備し、先込銃を装備していたオーストリア軍に対して圧倒的に優位にあった。六〇年代に入ると、クルップの大砲がエッセンの工場で生産され始め、青銅製から鉄鋼製への移行が進んだが、その威力を発揮するのは一八七〇年の対フランス戦争である。⁸⁾

ケーニヒグラーツの戦闘を、ドイツにおける最初の近代戦と位置付けるのは、しかしながら、兵器よりも軍事行動における鉄道と電信の利用である。一八四六年のW・ジーマンスの指針電信機の発明に続き、四七年にはモールス信号がドイツに伝っており、一八五五年にアメリカから始まった印字電信機も急速に普及していたので、情報伝達手段

の軍事利用の基盤は整っていた。(366頁) 軍隊を鉄道で輸送することは鉄道発祥の国イギリスで平時においてなされたことから始まる。ドイツで鉄道を軍隊輸送のため大規模に活用した最初は、一八四八年の革命期である。二月のパリ蜂起でルイ・フィリップ国王政府が転覆すると、プロイセン政府はシュレージエンとポーゼンの軍隊を開通したばかりのケルン・ミンデン鉄道でケルンに運び、そこから蒸気船でマインツの連邦要塞に運んでいる^⑨。しかし、この時期においては、戦時において鉄道を軍の管理下におく体制を確立することはできなかった。鉄道の担当官庁である商業省、その鉄道局、さらに、鉄道会社の抵抗が強かったからであるが、この時の経験が軍・商業省・鉄道会社の三者による協力が不可欠であるとの認識を確定した。また、プロイセンの鉄道政策は、国家財政の余力がなかったこともあり営利会社による建設と運営、即ち、私有私営鉄道が主体であったが、政治的・軍事的観点から鉄道建設を見なおす方針に転換するようになる。軍と商業省の利害が一致し、五〇年代に入るとプロイセンでの国有鉄道開通が始まるのであり、また、私営鉄道国営化、即ち、私有国営鉄道も広がってゆく^⑩。

ヨーロッパ大陸での鉄道の軍事利用で先行するのはフランスで、特に戦略的に重要な路線を複線化していった。一八五九年の対オーストリア戦では、四月二〇日から七月一日までの八六日間に、二二万七千六百人の兵士と三万四千六百頭の軍馬を輸送しており、鉄道輸送を管理・調整するため総司令部の士官と鉄道会社の担当者から構成され

た特別委員会がパリに設置されている。(175頁)

モルトケは、オーストリアとフランスの戦争勃発以前の1859年2月、対フランス戦争勃発の場合における鉄道の軍事利用に関して覚書を作成している。即ち、オーストリアがフランスに敗れた場合、プロイセンを始めとするドイツ諸邦は、一八〇六年のおけると同様フランス軍に対して孤立して対峙することになり、これに対する備えのため、幸い東側の脅威であるロシアがクリミア戦争の敗北で余力がないことから、東部軍を早急にライン川沿岸に配備する手段として鉄道の活用が不可欠であったのである。このため、既にその一年前から参謀本部が立案していた鉄道輸送計画が実行可能であるかを、鉄道会社の専門家を加えて再検討すべきであると提言している。これに基づき、モルトケは参謀本部内に立案部を設置し、さらに、鉄道部局を独立させている。そして、一八六一年のプロイセン軍事鉄道規則によって、内務省、商業省、軍事省、参謀本部の委員からなる鉄道中央委員会が正式に設置される。戦時において、委員会は参謀本部が作成する計画案の実行可能性を審議するのであり、ここで承認された計画案は、軍人と鉄道会社の民間人からなる路線委員会および兵站委員会によって実行されることになる。前者は鉄道路線の管理・運営を所轄し、後者は兵の乗降、荷積・荷降など停車場での管理・運営を所轄する。責任者の権限は、所轄業務の範囲以内においては、現場での軍責任者の権限を上回るものとしている。(181頁)

ドイツで軍事輸送を本格的に行ったのは対デンマーク戦争である。

一八六三年一月、デンマーク国王が新憲法を發布し、シュレースウツヒの併合を宣告すると、ザクセンとハノーファー軍が連邦軍として二月二三日にホルシュタインに進軍し、これと別個にオーストリアとプロイセンが一八五二年のロンドン協定違反を責めてシュレースウツヒを占領する。プロイセン軍の五万二千人、軍馬一万七五〇頭、七七〇車両が六四年三月までにハンブルクに輸送されているし、オーストリア軍の二万五千人と軍馬五千頭がシュレージエン経由のプロイセンの鉄道で輸送された。鉄道輸送は問題なく遂行されている。これに対して、プロイセンは海軍を持たなかったため、ハンブルクからはホルシュタインとシュレースウツヒの鉄道を利用することになるが、軍と鉄道会社との連携が準備されてなく、多くの兵力が無駄にハンブルクで待機せざるを得なかった。(184頁)

オーストリアとの軍事対決が必至とみたモルトケの一八六五年冬の覚書は、敵軍の首都ベルリンへの進撃とシュレージエン占領を想定している。ベルリンはザクセン国境から五日間の徒歩進軍の距離にあり、これを許すことはプロイセン国家機能の麻痺を意味したし、シュレージエンはプロイセンにとってフリードリヒ大王の遺産であった。それゆえ、一九万三千人の主軍をザクセン王国首都ドレスデン近辺とナイセ川のゲルリッツに集結することを計画していた。そして、敵軍より早期に集結した主力をウイーン侵攻に向かわせるものとした。(189頁)

オーストリア軍の動員準備は早くも一八六六年三月から始まるが、軍事行動の焦点をイタリア国境においたので、四月二一日に動員され

た南方軍がこれに割かれ、二七日には北方軍の動員令が出され、オルミュッツ周辺に軍の終結が始まった。予備兵の召集が始まるのは五月一日で、五月二〇日から北方軍の鉄道輸送が始まる。オーストリアの東への鉄道路線は、ウイーンからプラハに向かう幹線であり、これにオルミュッツへの支線が接続していた。プロイセン同様、鉄道軍事利用を管轄する中央委員会が置かれており、その下に方面別に五つの路線委員会、さらに、その下に兵站委員会が置かれていた。六月九日までにメーレンのオルミュッツに、一九万一千五百人の兵士、二万八千六百頭の軍馬、四千二百八〇台の車両を大きな混乱なく集結させているが、プロイセンと異なり、騎兵の大部分は騎馬での進軍であった。(198頁)

オーストリア軍の集結がボヘミアではなくシュレージエン南東部国境に近いメーレンのオルミュッツであることからシュレージエン侵攻を予想し、四月二七日、モルトケは、ライン軍を含めて主軍を再構成し、主軍一部を割いてシュレージエン軍を増強すること、マインツの要塞警護に当たっているライン軍を鉄道でハレまで輸送し、エルベ軍とした。即ち、全軍を集結して敵軍に当たるのではなく、三隊に分け、鉄道輸送を利用することで、軍配置を事態の変化に対応させる戦術であった。このためには、連絡方法として電信網の確保と各隊の連携が可能にする鉄道輸送手段の確保が必要条件となる。また、ライン軍を呼び寄せることは、ナポレオン三世が中立を約束したことにより、西方国境の警備に多くの兵力を割くことが避けられたからである。モル

トケは、オーストリア軍の動員令に対抗して、プロイセン全軍の動員令発布を国王に上申するが、プロイセンが最初の攻撃者となりドイツの世論の反発を恐れた国王は、五月三日に一部地域での動員に同意するのみであり、予備兵を含めた全国動員令が発せられるのは五月二日である。軍の鉄道輸送が始まるのは五月一七日で、東・西プロイセン州の軍隊が先ずシュレージエンに向かう。プロイセンは、ハノーファー王国とクア・ヘッセン公国によって東西に分断されていたので、ライオン軍の輸送はクア・ヘッセンの鉄道利用許可を得て行っているし、後に触れるようにホルシュタイン駐留軍の鉄道輸送はハノーファーの許可を得ている。いずれも、許可は宣戦布告前であり、通常の兵員輸送としての許可である。三隊の鉄道輸送は六月二三日までに終了するが、この間に二三人の兵士、六万四千頭の軍馬、六千二〇〇台の車両が大きな混乱なく輸送され、進軍の用意が整った。(196頁)

七月三日のケーニヒグラーツの戦は、プロイセン軍の大勝に終わる。開戦とともに、戦術面に關して一切介入することが無かった首相ビスマルクであるが、ニコルスブルクでの御前会議では早急な講和とオーストリアの融和的取り扱いを主張する。モルトケは既にウイーン侵攻を含めた作戦を立てていたこともあり、戦争の継続とオーストリア軍の壊滅的打撃を主張し、国王を始めとする宮廷もウイーン侵攻を当然とした。中立を約束しているフランスの動向次第ではライン地方の防備を薄くしてまで戦ってきたプロイセンにとって、戦争の長期化は絶えがたいとの認識を皇太子に説得し、ビスマルクは最終的に国王の承

認をえることができた。即ち、政府と軍の関係が軍の戦術的判断に引きずられる事なく、政策目標を外交交渉を通じて解決している。一八七〇年の対フランス戦争においても、政府と軍の関係が軍の戦術的判断に引きずられる事なく外交交渉を通じて戦線の終結にいたっている¹⁹⁾。帝国主班と全ドイツ軍最高統帥権がプロイセン国王に一体化した政体において、政治と軍部の関係が逆転し、軍事的成功体験を重ねた軍の戦術論に政治が引きずられるのが一九一四年である²⁰⁾。

大敗後のオーストリアは、支援をフランスに求める。ロシアもまた、ケーニヒグラーツの戦闘直後にイギリスとフランスに介入の打診をしている。即ち、ドイツ連邦条約はウイーン最終議定書の一部として列強が調印しているのであるから、ドイツ秩序の変更は調印国の承認が必要であることを共同でプロイセンに通知すべきであると働きかけたのである。プロイセンは列強の共同戦線成立前に事態を収束するため、列強間の分断が必要であり、フランスの仲介を受けいれるのである。戦争の長期化と最終的にはオーストリアの勝利を予想していたナポレオン三世であるが、七月五日、イタリア国王とプロイセン国王に休戦の仲介を提案するとともに、プロイセン大勝後のドイツ秩序についてプロイセンと合意する。ナポレオン三世の意図は、戦勝国プロイセンの勢力伸張を北ドイツに限定することと、勢力均衡のためオーストリアの保全であったし、あわよくば領土の拡張を窺ったのである。プロイセンにとっても、フランスをオーストリア側に立たせての戦争継続は不可能であったから、七月一四日にナポレオン三世が承認した

条件での休戦・終戦に合意せざるを得なかった。

七月一四日の仲介案の骨子は以下の諸点であった。¹³⁾

- 一 ドイツ連邦解体とドイツ新秩序におけるオーストリア排除をオーストリアに承認させる。
 - 二 プロイセンによる北ドイツ同盟の結成と新同盟軍の指揮権をプロイセンに置く。
 - 三 国際社会で独立性を持つ南ドイツ諸国の同盟結成。
 - 四 ドイツにおける北と南の二つ同盟間の平和的關係の構築
 - 五 一部領域を除くシュレースウィヒ＝ホルシュタインのプロイセン併合
 - 六 オーストリア及びその同盟国によるプロイセン戦費の一部負担
 - 七 北イタリアのヴェネツィアを含むヴェネツィア州を除く、オーストリア領の保全
- 一四日の合意は、休戦へ向けてのものとして位置付けられており、ここにはハノーファー等のプロイセンによる併合は触れられていない。ナポレオン三世が、ザクセン王国を除く北ドイツ諸邦のプロイセン併合に同意するのは七月二二日になってからである。¹⁴⁾ フランスが仲介案をウイーンで提示するのは一八日で、オーストリアとプロイセンは二一日正午までの休戦に合意する。
- 二二日から始まった講和予備交渉はビスマルク自身がオーストリア代表とプロイセン軍の本営が置かれていたニコルスブルクで行い、二四日、合意内容を受け入れるよう国王に提案する御前会議が開かれて

いる。最終的に国王の認可をえて、二六日に予備交渉代表者の調印を行い、両国政府の承認とともに二八日に仮講和協定が発効する。¹⁵⁾

八月二三日調印の前文・後文および一三条からなるプラハ講和条約は、ニコルスベルグ仮講和協定に基づくものであったが、ドイツ連邦解体後のドイツ秩序に関する規定を含んでいる。¹⁶⁾ 二条で、北イタリアベネット州を除くオーストリア領の保全を保証し、四条で、オーストリアは、自己が関与しないドイツの新秩序形成とプロイセンがマイン川以北において創設する新連邦を承認する。また、マイン川以南の南ドイツ諸邦が将来新連邦を創設する場合、その国際的独立ならびにマイン川以北の連邦との提携を承認する。五条は、シュレースウィヒとホルシュタインの処遇をプロイセンに認める。六条は、特にオーストリア皇帝の希望として、共に戦ったザクセン領の保全を保証し、ザクセンと北ドイツの連邦との関係は別途講和条約で定めるとした。一条は、オーストリアがプロイセンに支払う戦争賠償金を総額四〇〇万ターラーとするが、このうち一八六四年のデンマーク戦争でオーストリアが受け取ることとなっていた一五〇万ターラーとプロイセン軍がオーストリア領内で受けた兵站費五〇〇万ターラーを除き、現金支払いを二〇〇万ターラーとした。大規模な戦争における賠償金としては、オーストリアを優遇した金額であった。

プラハ講和でオーストリアがドイツ連邦解体を承認したことを受けて、調印の翌日、八月二四日、七月一四日にフランクフルトからアウグスブルク移されていた連邦議会が最後の議会を開催し、オーストリ

ア、バイエルン、ザクセン、ウュルテンベルク、ハノーファー、クア・ヘッセン、ヘッセン・ダルムシュタット、ナッサオ、リヒテンシュタインの代表が出席したが、連邦解体の正式議決をしていない。それゆえ、連邦はプロイセンとオーストリアを始めとする個別諸邦との講和条約によって法的には自然消滅したのである。ヴェネツト州のイタリアへの割譲の方法もこの講和条約で具体的に規定されていないが、オーストリアとフランスが八月一八日の共同声明で併合を容認する形をとったことを了承した。ザクセンの領土保全を講和条約は改めて確認するが、同時に、プロイセンによる北ドイツの領土再編をオーストリアが承認するとしたことにより、ハノーファー等の処遇がプロイセン専断事項となった。

プロイセンにとっては戦争の早期終結と北ドイツ連邦創設が第一義であり、オーストリアの立場を考慮した内容となっている。プロイセンは、講和交渉と平行して北ドイツ連邦創設を進めており、八月八日までに北ドイツ一五邦と同盟条約を締結し、一〇月までに二三邦の参加をえた。また、八月二三日のブラハ講和は南ドイツ諸邦による独自の同盟形成の可能性に言及しているが、主導権争いから合意することができず、逆にプロイセンは八月一三日ウュテンベルク、一七日バーデン、八月二二日バイエルンと個別に攻守同盟を結ぶ。プロイセンは、攻守同盟交渉にあたり、戦争賠償の確定と関税同盟の存続を交渉手段としている。ドイツ連邦解体に伴い、また、ブラハ講和でオーストリアを含んでの秩序形成が不可能となったので、国際社会での安全保障

において孤立する南ドイツ諸邦は、プロイセンとの軍事同盟と関税同盟を求めたのである。¹⁷⁾

全ドイツの統一国家形成も戦争によって達成されている。スペイン王位継承問題を巡ってフランスとプロイセンは決定的に対立し、「エムス電報」事件が契機となりフランスは一八七〇年七月一九日プロイセンに宣戦布告するが、北ドイツ連邦憲法規約及び北ドイツ連邦と南ドイツ諸邦との攻守同盟によって、フランスとドイツの全面戦争となる。ナポレオン三世はセダンの要塞に包囲され、九月二日に降伏する。九月四日のパリ共和主義革命で樹立されたフランス国防仮政府は抗戦を続ける。九月中旬にはドイツ軍がパリを包囲するが、パリ内外での抵抗にあい、戦線は膠着状態に陥る。この間、プロイセンは南ドイツ諸邦に北ドイツ連邦加盟を働きかけ、一月に各邦と北ドイツ連邦加盟条約を個別に締結すると、北ドイツ連邦議会はこの条約を無修正で承認する。これを受けて、連邦首班および連邦という言葉に代えて、皇帝およびライヒ（帝国）が用いられることとなり、拡大同盟としてのドイツ帝国は一八七一年一月一日をもって発足し、プロイセン国王ウイヘルム一世は、歴代プロイセン国王の戴冠日である一月八日、ヴェルサイユ宮殿の「鏡の間」で皇帝即位式をあげる。新規加盟を受けて四月一六日付けで改正された北ドイツ連邦憲法は、ドイツ帝国憲法となり、四月二〇日に公布された。一八〇六年に消滅した神聖ローマ帝国以来の皇帝位の復活でもあり、この帝国は、ナチの時代にドイツ第二帝国と呼ばれ、ナチ・ドイツは自らを第三帝国と呼んだ。

対フランス戦争は、一月二八日のヴェルサイユ休戦条約、二月二六日の仮講和条約、五月一〇日のフランクフルト講和条約まで続いたのであった。戦争賠償としてフランスに課されたのは、五〇億フランの賠償金とエルザス・ロートリンゲンの割譲であった。五〇億フランの賠償金はベルリンのワンゼー湖畔のユリウス塔に運ばれ、これを基にドイツは金本位制に移行するのであり、帝国直轄領となったエルザス・ロートリンゲンのシュトゥラーズブルク大學は帝国直属の帝国大學となる。ちなみに、日本の金本位制移行は、日清戦争での賠償金に基づいている。

三 ハノーファー王国の消滅

ハノーファーは、一七一四年から一八三七年までイギリスと同君連合にあった。ロンドン在住の国王の下で、ハノーファー出身の貴族が所轄するドイツ局を通じてハノーファーを管理していたし、ナポレオン戦争では、ウエリントンの指揮下に置かれた King's German Legion として戦っている。一八一四年から一五年にかけてのウィーン会議によって、旧来の所領であるカレンベルク・グルーベンハーゲン、リュートネブルク、ホーヤ、ヴェルデン、オスナーブリュックを回復するとともに、新たにオスト・フリースランドとヒルデスハイムを獲得してハノーファー王国となるとともに、一八一六年には軍がイギリスの指揮下から独立する。

一八三七年、ウイヘルム四世が没するとイギリスでヴィクトリア

女王が即位するとともに、女子相続権を最劣位とするウエルフェン家の家法に基き、王弟のエルンスト・アウグストがハノーファー国王に就く。エルンスト・アウグスト国王時代のハノーファーでは、一八三七年の憲法紛争、ゲッティンゲン大学七教授事件、一八四〇年の復古憲法制定など内政混乱が続いた。一八四八年の三月革命期においては国民の要求に譲歩して一八四八年九月五日の修正憲法で一八四〇年憲法を改正して一八三三年国家基本法への復帰を行うものの、エルンスト・アウグストが没し、その嫡子ゲオルグ五世が一八五一年一月一八日に即位すると体制復古を目指し、一八五五年には欽定憲法を發布し一八四〇年憲法への復帰を定めている¹⁸⁾。

ゲオルグ五世は、盲目の国王であった。エルンスト・アウグストの妻フリーデリケは、メクレンブルク・シュトゥレリッツ王家の出身で、姉ルイーゼはプロイセン国王の王妃であることから、エルンスト・アウグストは、一八三七年憲法紛争の際などプロイセンの庇護を受けている。一八一七年に女子を死産しているフリーデリケは四一歳にして、一八一九年五月二七日、唯一の後継ぎを得るが、虚弱な体質で、特に眼の炎症に罹ることが多かった。一八二八年、国王は息子ゲオルグを伴ってイギリスを訪れ、一年間の予定でイギリスの学校で教育を受けさせるべく残していくが、滞在開始直後の一〇月に喘息の発作がおこり、ベルリンに戻る。翌年の二月、ゲオルグは肺炎を患い、日光を遮断した部屋で治療を受けた。この間に右眼に炎症をおこしていたことに医師が気づかず、病状回復後始めて視力を失っていたことが判

明する。さらに、一八三二年、ロンドンのキューウーでの父の屋敷で、金貨の入った財布を振りまわして遊んでいる際にこれが左眼にあたり、ほぼ完全に視力を失い、左眼で光と影を判別できるにすぎなかった。一八四〇年九月に、ウイーンの眼科専門医の手術を受けるが、手術の痛みを耐えることができず、中断され、二回目の手術を医師が勧めるが拒否している。¹⁹⁾

失明の王位継承者の統治能力の問題が起こる。一八四〇年憲法は、王位継承者が未成年の場合と精神疾患の場合に摂政を置くことを定めたが、身体疾患の場合の規定はなかった。一八四〇年憲法は、父王エルンスト・アウグストが、王領と国家財政を統合し、議会の承認権のもとにおいて一八三三年国家基本法を廃し、王領資産を議会の監視から外していた一八一九年憲法へと復古させたものである。国王は、一八四三年二月に皇太子にザクセン＝アルテンブルク王家のマリー（一八一八―一九〇七）を娶らせ、一八四五年九月二日に男子をもうけ、一八四八年と一八四九年にはフリーデリケ、マリーと女子が続いた。国王は盲目の皇太子を政務に参加させ、一八四三年以降閣議に臨席させるのであり、国王がこの年に三ヶ月にわたりイギリスに渡った際には、国王代行に就かせるのであった。皇太子は、妻マリーおよび子供達との家庭生活を好み、国民は皇太子一家を新時代の家庭の理想像として歓迎していたので、一八五一年一月一日に三二歳で即位した新国王ゲオルグ五世を国民は当初歓迎した。幼児からピアノを習っていた新国王は音楽を好み、自ら作曲したり音楽論を著しており、一五

一年間の治世の間に宮廷楽隊予算を倍増している。即位にあたり、一八四八年に革命勢力の要求で一八三三年国家基本法へと戻っていた修正憲法への忠誠を宣誓するが、しかし、一八四八年の革命を経験した皇太子は、市民運動を嫌悪しており、君主制の強化を目指したのであり、一八五五年八月一日に欽定憲法を發布し、内容的には一八四〇年憲法へ復帰した。（93頁）貴族の特権を保証し、市民活動に多くの恣意的規制を導入したことから、市民、特に、自由で透明性の高い政治と行政を望む工商业者は反感を強め、隣国で、官僚制度を基盤とした法政治主義が貫徹しているプロイセン主導でのドイツ統一国家への期待を強めた。

一八六〇年代初頭のハノーファーは、人口約一九〇万人で、その現役兵力は、歩兵一万八千人、騎兵二千七百人、砲兵二千七百人など、二万六千人の規模であった。一九歳から二五歳の男子には徴兵義務が課されており、歩兵にあっては二〇歳以下の男子から毎年籤引によって強制的に徴兵され、騎兵は一〇年間の自由志願で、砲兵は志願と徴兵の両方によって補充されていた。徴兵兵の拘束年限は、七年間と定められているが、現実の勤務年限は二年間であった。一八六二年における現役士官七〇四人のうち、二九五人が貴族出身で、四〇九人が市民層出身であった。²⁰⁾

徴兵制度が定められていたものの、代理が可能とされており、富裕な国民の子弟は兵役を免れることができたし、自由志願騎兵の条件は騎馬を所有し、飼育できることであったから、富裕な農民の子弟が志

願した。その義務は、訓練と演習への参加のみであり、それ以外の時は支給された軍服と武器を持つての自宅待機であった。しかし、一九世紀中葉に工業化が進展すると、農民の子弟の多くが農業以外に職を求めようになり、志願兵の補充が困難となり、騎馬経験のない若者を強制的に志願させざるを得なくなっていた。士官の間にはイギリスとの同君連合時代の伝統が残っており、特に、貴族出身の士官の多くは大學での学習経験を持っており、ジェントルマンとしての開放的な社交が尊重された。こうした背景から、王国消滅後多くの士官がプロイセン軍に編入されるなか、厳格な規律を優先するプロイセン軍への統合を嫌った士官達がザクセン軍に移っている。⁽²⁾

ナポレン戦争までのハノーファー軍は主としてイギリス製の武器を用いていた。戦後になると、一八三九年に設置したハルツ山脈の麓のヘルツベルク国営兵器工場で独自に兵器を開発するようになり、四〇年代には、プロイセンのドライゼが開発した撃針銃に触発され、独自の開発を目指すが一八五二年に頓挫している。理由は、速射であることから弾薬消費量が多く、費用がかかりすぎるというものであった。その後も兵器開発を続けるが、いずれも費用問題が大きく、等族議会が予算を認可しないのではないかとの恐れから、正式採用にいたっていない。兵器開発の遅れは、一八六六年のランゲンザルツアの戦闘で、勝利したものの死傷者の数が敵よりも大きく上回ったことで明白なものとなる。

オーストリアとプロイセンの対立が激化する一八六六年、ハノーファー

の立場は、ドイツ連邦規約が加盟国間の紛争を直接的軍事対立での解決を禁じていることから、オーストリアとプロイセンがなんらかの形で妥協にいたるであろうとの希望的観測に基いており、積極的に軍事的準備に着手することがなく、三月二八日にその年の兵役義務者の終了期間の延期を行ったにすぎない。しかし、この処置に対して、早くもプロイセンは異議を申入れ、延期は敵対行為を意味するとして、延期の取消しと紛争の際の中立を要求したので、それ以上の軍事的準備を停止している。

プロイセンは、イタリアとの攻守同盟を四月八日に締結すると、その翌九日にはフランクフルトのドイツ連邦議会に連邦組織を改革すべしとの提議を提出するとともに、ベルリン政府は各加盟国にプロイセン改革案の内容を説明すべく使節を派遣する。ハノーファー政府にも四月末に使節が訪問するが、その際、ハノーファー議会第二院で国民協会を率いるベニグセン Rudolf von Bennigsen と会談しており、改革案への支持を得ることはできなかったものの、国民の間でハノーファー国王と政府に対する根強い不満があることを確認して帰国している。(115頁)

一八四八年三月革命の失敗を、漸進的改革を目指した自由主義者多数派と過激派の分裂に原因があったと受けとめた人々は、君主制もとのドイツ民族国家統一を目指すようになる。西南ドイツの自由主義者はオーストリアを盟主とする大ドイツ統一国家樹立を志向したのに対し、中部・北ドイツの自由主義者はプロイセン主導下で、他民族

国家オーストリアを排除した、小ドイツ統一国家を受容していた。一八五九年七月一七日、シュルツェ＝デリッチェ Schultze-Dehitzsch が唱導する会合がテューリンゲンのアイゼナッハで開催されると、これを受けてハノーファーでは、七月一九日、ベニグセンが同様の会合を開いている。二つの団体が合同しての会合が八月一日にアイゼナッハで持たれ、将来のドイツ連邦に常設政府と国民議会の設置を目標と定めた。これを受けて、九月一五日から一六日にかけてのフランクフルト会合で国民協会 Nationalverein が設立され、ベニグセンが代表にたった。ここには当時の自由主義者が多数集まったが、そのなかには、ゲッティンゲンの弁護士で、後に、オスナーブリュックやフランクフルトの市長、さらに北ドイツ連邦議会、ドイツ帝国議会議員を経て一八九〇年から一九〇一年にかけてプロイセンの大蔵大臣となるミケル Miquel, Johannes von (一八二八—一九〇一) もいた。

連邦議会は、多数意見に基づき、六六年四月九日のプロイセンの連邦制度改革案を新たに委員会を設置して検討することを定めるが、ハノーファー政府代表は、改革案を検討する一方オーストリアとプロイセンの軍が臨戦体制にあるのは望ましくないとの声明を出した。この声明が何らの効果をもたらさなかったことから、ハノーファー政府もシュターデの要塞に大量の武器と弾薬を集めはじめた。また、オーストリアの皇子カールが皇帝の特使として五月一日にハノーファーを訪れ、有事の際にはホルシュタインに駐留するオーストリア軍が支援する用意があるとの申出をする。ザクセンやバイエルンが軍隊の動員を

始めると、ハノーファーも、五月一日、本来九月に予定されていた歩兵の演習を繰上げて実施することを決定するが、プロイセンは国境地帯の軍に動員令を発して対抗処置をとる。これを受けての五月一三日の閣議では、軍事大臣がシュターデ要塞を強化することによりプロイセン軍の侵攻を長期に渡り耐えることができると主張したが、軍の長老であるカール・ヤコビ將軍は国土防衛の成功は望みがたく、全軍の動員令を出している間に準備が整っているプロイセン軍が国土を占領してしまうであろうから中立が望ましいと主張した。後者の意見を國王は受け入れ、プロイセンと中立の条件を交渉するとともに、事情をオーストリア皇帝に説明してホルシュタイン駐留軍による支援を辞退してしまふ。プロイセンの中立条件は、分断されている西部領と東部領の間およびシュレースウィヒに駐留する軍隊移動のためハノーファー領内の道路と鉄道利用であったが、これに対して加盟国間の軍事紛争で一方に加担するのは連邦規約に反するとのオーストリアの異議が伝えられたことから、中立条件に関する交渉は中断し、五月二三日の閣議で中立問題は戦闘が始まってから検討すべきと決定した。これに対し、プロイセン政府も、軍を臨戦体制のおいたままのハノーファーと中立条件を交渉することはできないとの立場をとった。プロイセンもドイツ連邦の一員であるので、覇権国間の紛争は連邦規約の枠内で解決するであろうとの立場をとっていたハノーファー政府は、歩兵予備軍の一部を動員する以外の処置をとらなかったし、騎兵のための軍馬調達にも着手しなかった。事態を憂慮したハノーファー議会の第二院

はベニグセンの発議に基づき、五月二十九日、国王に、平和の維持、プロイセン問題での中立、ドイツ国民議会の召集を申し入れるのであった。²³⁾

オーストリアは、六月一日、シュレーズウツヒルホルシュタイン問題についてのプロイセンとの交渉は成果をあげなかったことを理由に、この問題を連邦議会での審議に移すとの提議をし、翌二日にホルシュタイン駐留軍司令官は同地の等族を召集する。プロイセンは、これをガーシュタイン条約の侵犯であるとし、七日にシュレーズウツヒ駐留軍をホルシュタインに進める。

六月一〇日、プロイセンは連邦組織の具体的改革案を「新連邦憲法概要」として連邦議会に提出する。新連邦からのオーストリアの排除、直接選挙で選出された代議員からなる国民議会の創設、プロイセンとバイエルンによる新連邦軍の司令権の分担を内容とするものである。²⁴⁾ オーストリアは翌一日、プロイセン軍のホルシュタイン侵攻は連邦規約違反であるとの理由で、プロイセンに対する連邦軍の執行を連邦議会に提議し、議会は一四日に議決することとした。ベルリンから指令を受けた在ハノーファープロイセン大使は、ハノーファー政府に対し、一三日、オーストリアの提議採択はプロイセンにとって連邦解体を意味しており、戦争になったならばプロイセンは連邦規約に縛られることなく自国およびプロイセンの同盟国の利益に基づいて行動する、と伝える。また、この日、ハノーファー政府は、ホルシュタインに入ったプロイセン軍の、プロイセン西部の軍事基地ミンデンに向けての領

内輸送を許可している。

六月一四日の連邦議会はバイエルンなどの修正案である、紛争当事国であるオーストリアとプロイセンを除いての執行軍の結成を、多数をもって決定する。この決議に基づき連邦執行軍が編成されるならば、当然、総司令官はオーストリア以外から任命されることになり、バイエルンがこの役割を受け持つ。バイエルンやハノーファーなどの中立国は、両覇権国の対立を中立的な妥協案で解決できると考えたのであり、オルミュッツ条約の場合のように、多数での決定にプロイセンが屈することを想定したのである。しかし、この決議を受けてプロイセン政府代表は同日連邦からの離脱を表明した。

ハノーファーは、連邦議会決議の一四日になって始めて軍馬や食料の調達を開始した。翌一五日、プロイセン大使が外務大臣を訪れ、当日内での回答期限付きで最後通牒を手交する。単に中立を求めるのみでなく、新連邦への加盟とそれに伴うハノーファー軍のプロイセン指揮下に置くことを求めるものであり、この条件を承認すればハノーファー領とハノーファー国王の君主主権を保証するとし、拒否の場合は、宣戦布告となるとした。事態の重大さから、国王自身がプロイセン大使を謁見したが、プロイセンの提案を受け入れることはなく、同日夜外務大臣は大使を訪れ口頭で事情を説明すると、大使はこれをもって宣戦布告を傳達した。国王がプロイセン政府宛の回答文書に署名するのは翌日に入った零時五十分であり、一時三〇分には事態の重大さから戦争回避を訴願すべくハノーファー市長、市議会議長をはじめとする

市代表団が訪れると謁見している。プロイセンとの相互理解を進め国を戦争から守っていただきたいとの訴えに対し、既に開戦を決意している国王は、中立の条件は残念ながら受け入れがたいものであり、ゲッティンゲンに集結している軍と合流すべくハノーファーの町を離れるが、国を離れるわけではないと説明するとともに、「キリスト教徒、君主、ウエルフェン一族として」他の決定をすることが出来ないと答えている。最後通牒を拒否したが、ハノーファーの開戦への準備は整っていない。オーストリアの支援を辞退していることから、実効性のある同盟関係を持つ友好国がなく、国際社会で孤立した存在となっていたし、紛争当事国以外のドイツ連邦諸邦と共同の対策を作成していない。自国にあっても、対プロイセン戦争に向けて作戦計画を準備していなかった。午前三時頃には、国王がハノーファー駅から皇太子を伴ってゲッティンゲンに向かう。そして、その日の朝の新聞に、市議会議長、市長、ハノーファー市民宛として、皇太子を伴い王国南部に集結している国軍のもとに向かうが、ヘレンハウゼンの王宮に残した王妃と皇女たちを汝たちの愛、忠誠、帰服に委ねる、との声明を掲載させる⁽²⁾。

六月一三日の許可に基き、四日後にミンデンに向かう計画であったホルシュタイン駐留プロイセン軍は、戦線布告に先立つ一五日朝、ハノーファー領であるハンブルク郊外のハルブルクに進み、ハノーファーの国境警備隊を駆逐するとともに、シュターデとリュウネブルグへ向かう二つの街道で進軍の準備を整えるのであった。国王は、当初シュ

ターデ要塞防衛強化のため軍を差し向けることを決定するが、距離的にプロイセン軍が先に到着することが分かると、これを中止する。全軍をハノーファーに集結させるべく動員令を出した場合にも、ミンデンからのプロイセン軍が二日間で首都に到着する距離にあり、これでもできなかった。残された途は、ハノーファー領南部に全軍を集結させることであり、一五日のうちにゲッティンゲンでの全軍集結命令をだす。ゲッティンゲンには、一八三〇年の市民蜂起以来王国南部最大の兵営が置かれていた。ゲッティンゲンに総司令部を置くと、ここで初めて対プロイセン戦争のための総司令官を任命し、指揮系統を確定するのであった。(118頁)

プロイセンがハノーファーとクア・ヘッセンと正式に交戦状態に入るのは、一八六六年六月一六日である。ハンブルグ近郊のハルブルクからツェレ、リュウネブルク経由のホルシュタイン軍とミンデンからの主軍がハノーファーに向けて進軍し、ウェツラーからの軍も一六日にクア・ヘッセンの首都カッセルに向かうが、この三軍の総司令官はファルケンシュタインであった。カッセルに向かった軍は、一八日に大きな抵抗を受けることなく首都を占領し、翌日ヘッセン侯を捕虜として確保する。ヘッセン公は、議会・行政府との間に繰り返し憲法紛争を起こしており、軍隊とも対立していた。プロイセンはヘッセン議会の決議を尊重するとした一方、君主主権を優先するオーストリアはヘッセン公を支援した。一八六六年春の内政紛争では、議会がヘッセン公任命の首相の不信任を議決しているし、議会の自由主義勢力の間

ではプロイセンへの併合以外に国家秩序を健全化する方策がないとの認識が高まっていた。⁽²⁵⁾プロイセンの宣戦布告に対しても、マインツの連邦要塞に駐留していた主軍は、事態静観の立場をとり、ヘッセン公が捕虜としてシュテティンに移送されると、自発的にプロイセン軍の指揮下に入っている。⁽²⁶⁾

ミンデン軍は、一六日に進軍を開始し、途中何らの抵抗なく一七日夜には首都ハノーファーに到着している。ホルシュタイン軍は、一八日までにシュターデ要塞の攻略を終え、ハノーファー政府が運び込んだ大量の軍事物資を押収した。ウェッツラー軍は、クア・ヘッセンの首都カッセルを占領し、一九日にはヘッセン公を捕虜とした。ハノーファー国王を追撃するのはプロイセン軍三隊と同盟国コーブルクIIゴーターの歩兵を合わせて五万人であった。

ゲッティンゲンに集結したハノーファー軍は予備兵を含めて総数二万人であったが、この内約二割は武器を十分に持たないなど戦闘能力に欠けていた。ゲオルグ五世は、近隣のドイツ連邦諸邦との連携を探るが、ヘッセン公は捕虜となっていたし、ブラウンシュワイク公はもはや戦意を失い、プロイセンに帰順していたので、孤立した立場に置かれていた。バイエルン軍との合流が唯一の途として残されていたが、カッセルが既に占領されていることから最短距離の南下進路をとるとプロイセン軍との大規模な衝突を避けることができず、一度東に向かつてテューリンゲンの森経由でバイエルンに入るにより大きな戦闘なく進軍できると判断した。国王は、戦闘により兵力を失うことを恐

れたのである。ゲオルグ五世にとって、国家とは君主と軍隊であり、ナポレオン戦争においても国土が占領されたがイギリスに亡命した King's German Legion が最後に国家を救ったと信じていた。それゆえ、六月一七日、国王はゲッティンゲンから国民への呼びかけを発し、「外国支配にあっても国王に忠実たれ」と訴えている。(120頁)

アイゼナツハ経由でテューリンゲンに入るべく進軍命令を出すのが二三日である。十分な兵站の準備もなく集結した二万人の行軍は、この年の灼熱の太陽の下で苦難を強いられた。十分な車両と用馬なしでの行軍であり、手に負えない物資は敵軍に利用されないようにとライネ川に遺棄された。

テューリンゲンへのハノーファー軍の移動はモルトケの予想外であり、警備の薄い地域であったが、バイエルン軍との合流はなんとしても阻止せねばならなかった。現地司令官ファルケンシュタインはテューリンゲンに向かうハノーファー軍の動向を把握していなかったが、密偵や市民による電信通報によってベルリンのモルトケは情報を得ており、鉄道を用いた作戦を立てる。ゲッティンゲンに向かう鉄道は破壊されていたので、追撃軍はゲオルグ五世の軍に追いつくことができない。そこで、ハノーファー追撃軍の一部を修復したハノーファー北部の鉄道を利用してマグデブルクまで運び、そこからプロイセンの鉄道を用いて、ハレ、エアフルト経由でテューリンゲンに運び、ゲオルグ五世の進路を遮断する作成を実行する。戦線の移動に対応して、軍を鉄道輸送によって投入するという、ドイツ戦史では最初の試みであっ

た。これが可能であるためには、参謀本部における電信情報の収集と電信による現地軍への命令が機能することである。モルトケは一九日に軍の鉄道輸送命令を現地司令官に発するが、全軍を自己の指揮下に留めることを望んだファルケンシュタインは、鉄道輸送の正確さが確保されていないとの理由で命令を実行しない。モルトケは、二〇日と二三日に繰り返し命令を発するがファルケンシュタインが動かないことから、二三日にはついに国王命令を出させて軍輸送を実行させねばならなかった。これにより失った時間を補うべく、モルトケは、ゴーターから士官を軍使としてゲオルグ五世のもとに送り、ハノーファー軍は既に包囲されていると説明させるとともに名誉ある降伏の条件について交渉させている。

ハノーファー軍の偵察隊は、二四日午後、進路に当たるアイゼナツハにプロイセン軍の布陣が薄いことを確認しているものであり、これを受けて国王は、直ちに進軍続行命令を発するが、プロイセン軍の軍使からの申し入れがあり、交渉を受け入れて一時休戦に応じてしまう。この間に鉄道で移送されたプロイセン軍が二五日朝にはゴーターに入っただことにより、ハノーファー軍は完全に包囲されてしまう。⁽¹⁷⁾

二七日、偶然のきっかけから、ハノーファー軍はランゲンザルツァでウンストルト川を挟んでプロイセンの小部隊と交戦に入り、プロイセン軍を撃退している。この戦闘でも撃針銃の威力が発揮されている。勝利したハノーファー軍であるが、その死者は三七八人、負傷者一〇五一人を数えたのに対し、プロイセン軍の損害は死者一九六人、

負傷者六三六人にすぎなかった。^(125頁)

この戦闘で士官の損失が大きく、また、持参した弾薬が底をついたことから、休戦と降伏条件の交渉に入ることを決定する。しかし、ベルリンは交渉を拒否する決定をくだすのであり、ハノーファー軍には全面降伏しか残されていなかった。二九日午前二時、降伏調印がなされた。

降伏条件は以下のものであった。^(127頁) 国王と皇太子はハノーファー領を立ち去ること、士官と官吏は、プロイセンに敵対行動をとらないとの誓約の下で、武器・軍馬・荷物を所持できることと俸給が保証されること、下士官と兵士は武器・軍馬・装備を引渡すこと、であった。七月五日にはハノーファー軍の解散が終了し、ランゲンザルツァには軍医と医療兵のみが残り、戦闘での負傷者の手当てを続けた。

国王は、六月三〇日、側近とともにイエナ近郊のフンメルスハインにある、王妃マリの父ザクセン＝アルテンブルク公所有の「再来歓迎」と名づけられている獵城に向かった。今後の対策が議論された。オーストリア皇帝の招きに応じてウイーンに移るか、ここに留まり、王位を守るべくプロイセンとの融和に努めるか、が選択肢であった。国王は、プロイセンと個別に交渉するよりもオーストリアと連携して対応すべきであるとの外務大臣の意見を取り入れ、七月一九日にウイーンに到着する。しかし、オーストリア皇帝はプロイセンとの講和交渉において共に戦ったザクセン王国の存続を強く主張したが、ハノーファーはオーストリアの支援申し出を拒絶しているので後盾となる勢力を

持たなかった。むしろ、プロイセンとの講和交渉に入っていたオーストリアにとって、迷惑な存在となっていたのであり、形式的な取り扱いはか受けていない。七月二六日のニコルスブルク仮講和協定締結を見て初めて、二七日、プロイセン国王にハノーファーに対する講和条件を尋ねるべく私信を出す、使者はプロイセン国王の謁見を得ることさえ許されなかった。(128頁)

ゲオルグ五世は、ブラウンシュヴァイク公が提供したウイーン郊外のヒーツィングの居宅に居を定め、亡命政府として最後の抵抗を試みる。九月二三日、外交関係を持ち、互いの主権を承認しあったヨーロッパ諸国の宮廷に向けて、プロイセンが国際法上の主権を侵害していると訴え、支援を求める。ロシアのアレクサンダー二世は、併合について不同意であったが、六三年にクリミア戦争で支援してくれたプロイセンとの関係を悪化させることを望まず、ナポレオン三世はゲオルグ五世に同情を示すものの北ドイツの再編についてプロイセンと同意していたし、イギリスは大陸での紛争に巻き込まれることを嫌った。

この間にプロイセンは九月二〇日の併合法とそれに続く一〇月三日の国王勅令を発すると、王国喪失が決定的となったことを認識した国王は、ハノーファーに残った官吏に対し、一〇月六日、王国再建が実現するまで国王への宣誓を解除するのであり、一二月二四日には、亡命軍総司令官に希望する士官が離職する自由を認める権限を付与した。これに基き、四五六人の士官がプロイセン軍に移り、一五二人が年金付き予備役となる。八六人はプロイセン以外の国の軍に入るが、多く

はザクセンに向かった。(131頁)

プロイセン国王は、当初自国の西部と東部を結ぶ地域の割譲をハノーファーから求めるものとみなされていた。しかし、最終的には、九月二〇日の併合法と併合の具体策を定めた一〇月三日の国王勅令によって、ハノーファー王国とともにヘッセン選帝国(クア・ヘッセン)、ナッサオ公国、自由都市フランクフルトがプロイセンに併合され、ハノーファーはプロイセンの一つの州となる。

プロイセン使節に対するベニグゼンの発言があったように、ハノーファー国民の多くは国王に満足していなかったし(115頁)、ハノーファー市議会の戦争回避請願を国王は受けつけもなかった(117頁以下)。プロイセン大使が最後通牒を持参したことを市民が知るのは、一五日の正午頃である。開戦が間近と感じた市民は混乱に陥り、現金や債券をBank of England支店に持ち込むことを急ぐ。宮廷では、著名な宝物殿所蔵物をライネ川城の地下室に隠した。この宝物は、一八六七年にウエルフェン家家産差し押え解除まで、プロイセン軍に発見されずに済んでいる。工芸物殿の所蔵物は、汽車に乗せるべく中央駅に運ばれたが、多くの市民がその手助けをしている。一七日の夜ハノーファーに到達したプロイセン軍司令官ファルケンシュタインは、王宮で王妃に表敬訪問をしている。政府機能を失ったハノーファーに、ベニグゼンとミケルが臨時政府を樹立するとの申し出をするが、これを無視しており、一九日に最高行政権は司令官である自分に移ったとの公示を発した。省庁については、宮内省大臣を除き全ての大臣に業務を停

止させ、事務機構のみ現行のハノーファーの法律に基づき職務の続行を認め、俸給・年金支払いを保証した。(119頁) また、ビスマルクは、同日の午前一時五七分発のファルケンシュタイン宛の電信で、退去したハノーファー軍に支払はれるべき俸給を国庫から差押えることを指合している。⁽²⁸⁾

プロイセン軍の勝利をハノーファー国民はどの様に受けとめたのであろうか。一八一五年以降ハノーファー領となった地域では、王家への愛着よりもドイツ統一願望の方が強かった。早くも七月一七日、オスト・フリースランドの都市エムデンは、ベルリンのウイルヘルム一世にハノーファーのプロイセン併合を嘆願している。オスト・フリースランドの他の都市からも同じような嘆願が続いたし、ヒルデスハイムやオスナーブリュックの諸都市からも嘆願書や特使がベルリンに送られている。一八一五年以前からウエルフェン一族支配に慣れていた地域では、一世紀に及ぶイギリスとの同君連合下での緩い支配を経験しており、強力な絶対君主のもとでの厳格な規律国家支配がハノーファーにおよぶことを恐れた。特に、宮廷都市であることを経済的、文化的存在基盤としてきた首都ハノーファーはその特権を失うことを危惧したし、王国唯一の大学であるゲッティンゲン大学もその存続を危ぶむ声が大きかった。教会法教授であり、一八三七年の七教授事件で追放されたが一八四八年に復帰したエーワルトは、自分はハノーファー憲法に宣誓した身であるとの理由でプロイセン憲法への宣誓を拒否し、退職している。ツェレヤリューネブルクでは、帰還兵が労働者とともに

プロイセン派の市民に対して威嚇行為を行い警察が介入している。(120頁)

地域横断的存在である政党・会派の間でも対応が分かれた。自由主義諸政党・会派、特に、ベニグセンの国民協会はプロイセン主導でのドイツ統一を受け入れており、富裕層および中産階級を中心に国民の大多数の支持を得ていた。ベニグセンは、一〇月一日、市民有志の名前で、プロイセンによる併合に賛成する旨の書簡をベルリン政府に送っているが、同時に、厳格なプロイセン支配を危惧する市民感情に配慮して、ハノーファーの特殊性を十分に考慮するとともに現行の制度と法律を可能な限り維持されたいとも付け加えている。市民の多くは、ハノーファー王国消滅という犠牲があるとしても、ドイツ統一が望ましいと考えていたのであり、六七年二月二日の北ドイツ連邦憲法制定暫定議会選挙では、ハノーファーの三六選挙区のうち三一選挙区で国民協会の推す候補者が議席を獲得している。⁽²⁹⁾ しかし、投票率七〇％と関心の高かったこの選挙を得票率でみると、併合肯定派は四七・八％で否定派は四五・二％と拮抗していた。北ドイツ連邦発足後、連邦憲法に基づき、六七年八月三十一日に施行された最初のライヒ議会選挙での投票率が二五％であったことから見て取れるように、旧ハノーファー王国市民は併合を所与のものとして、受け入れざるをえなかったのである。⁽³⁰⁾ 国民協会は、北ドイツ連邦議会でプロイセンの自由主義者と提携するのであり、国民自由党 Nationalliberale Partei として大同団結するとともに、統一国家樹立に向けて多くの点でビスマルクの政策

を支持している。⁽³¹⁾

貴族および農民を支持基盤とするハノーファーの保守勢力は、併合の非合法性を訴え、君主政体崩壊に危機感を持ったし、カソリック教会関係者はプロテスタント国家であるプロイセンに反発した。反発した人々は、ウエルフェン王家の存続を訴えつつウエルフェン運動に集約されていく。六六年八月に大規模な署名運動を展開し六万四千人の署名を集めたが、もし官憲が介入しなければその数は飛躍的に増大したであろうと見られている。事実、非公開での併合反対署名運動には、全国民の四分の一を越える五〇万人の署名が集まった。(130頁) こうした反併合運動の情報収集目的で、プロイセン政府は八月一日に中央情報局を設置するのであった。また、ウエルフェン運動の一つとして、ナポレオン戦争での King's German Legion にならい、ウエルフェン軍団が結成され、六七年にはフランスとプロイセンの軍事衝突を期待して七〇〇人がハノーファーからオランダに入り、そこからフランス軍を支援することを計画した。しかし、衝突は起こらなかったし、ハノーファーへの帰還が認められず、また、六七年六月一四日にオランダ政府から退去を命じられたことから、スイス、そして、最後はフランスに留まることとなる。⁽³²⁾

領土獲得に関するプロイセン憲法規定は、国会の両院での承認を必要とし、獲得方法について、二条は、国境線の変更、即ち、新領土の完全な併合は立法を必要とするとしており、五条は、他国の支配権の受容、即ち、同君連合は両院の承認を必要とするとしている。政府が

六六年八月一六日の議会で提議したのは、五条に基づきハノーファー、クア・ヘッセン、ナッサオ、フランクフルトの統治受容であった。これを審議した第二院の委員会が要求したのは、完全な併合であり、二条に基づき新法草案を作成した。理由は、同君連合の場合だと政治体制・立法・行政機構に現地の独自性が存続するので、特に、プロイセン議会の財政監視権が及ばないからであった。即ち、国王および政府による議会の監視権に抜穴が生まれることを恐れたのである。政府は第二院の要求を受け入れ、その議決は、第二院において九月七日、賛成二七三、反対一四、第一院において九月一日、反対一で可決され、九月二〇日の併合法はプロイセン憲法が新領土において六七年一〇月一日をもって施行されることとした。これに続き、併合される新領土の取得とその国有財産の取り扱いについては、新領土それぞれについて立法することが六六年一〇月三日の国王勅令によって定められた。併合法は、三条からなる簡単なもので、一条は「ハノーファー王国、選帝公国ヘッセン、侯国ナッサオ、自由都市フランクフルトは、プロイセン国家憲法二条に基づきプロイセン王国と永遠に統合される」と定め、二条で「プロイセン憲法は、一八六七年一月一日をもってこれらの領域において発効する」としている。一〇月三日の国王勅令は文章のみでの告示であり、冒頭で以下のように述べる。「オーストリアと同盟したハノーファーにより、また、該当時において有効であった(ドイツ) 連邦法を侵害したことによって開始され、我が国の正当なる防衛戦によって勝利された戦争の帰結としてハノーファー王国に統

合されていた領域が我が国によって併合されたことを受け、これらの領域を我が国と統合することを定めた。そして、そのための議会の両院の承認を得て、九月二〇日の法律を制定し、公示する。³³⁾さらに、六七年八月二二日の規定によって、新領土の行政的位置付けが定められ、ハノーファーは全体として一つのハノーファー州となり、他は合併してヘッセン＝ナッサオ州とするとともに、カッセルおよびウイースバーデンの二県が設置された。プラハ講和で取得したシュレースウィヒ＝ホルシュタインについても、六六年一月二四日の立法と六七年一月二八日の告示がなされ、六七年九月二二日の規定によってシュレースウィヒ＝ホルシュタイン州となる。

六七年七月五日の法律は、新領土の負債をプロイセン国家負債とするとともに、新領土の資産をプロイセン国家資産と統合することを定めるが、新領土の議会はこれを違法として争った。プロイセン国王は、これに対して、六八年二月二九日の法律で、新領土において負債を上回る資産は、それぞれの地域資産として独自に管理することを認めた。

併合した新領土の国有資産とともに、王家の宮廷資産の取り扱いの問題が残った。ハノーファー王家についてみると以下のように取り扱われている。プロイセン憲法施行に先立つ六七年九月二九日に補償協定がゲオルグ五世と結ばれる。ハノーファー市のヘレンハウゼン王宮とカレンベルクの王領所有権保証および年金支給を王家は受けるが、一八六六年の開戦時にイギリスに避難させた国有財産一九〇〇万タラーをプロイセンに返却することとした。プロイセン議会の第二院は、

この協定が議会での審議なしに進められたことに反発し、六八年二月一八日の議決は一九七対一九二の僅差でのものであった。³⁴⁾

また、この議決の日、ゲオルグ五世が、ウエルヘン王国とウエルフェン王位の再興を公然と表明したことに対し、プロイセン政府は協定履行の一時停止処置を決定するとともに、六八年三月二日の法律で、ハノーファー王家資産全ての差押えを定める。年金支払いが停止されるとともに、ウエルフェン家資産からの収入はプロイセン内務省の管理下に置かれたので、この資産はウエルフェン・ファンドと呼ばれた。敵対を公然と表明するゲオルグ五世に協定に基づく支払を続けることは、外国で機を覗っている軍隊を養い、武器を与えることを意味するからであった。収入源を立たれたゲオルグ五世は、一八七〇年初頭、フランスに駐留するウエルフェン軍解散を命じるのであり、この年に待望のフランス対プロイセン戦争が勃発した際には消滅していた。³⁵⁾ウエルフェン・ファンドの収入は、内務省管理下、プロイセンに敵対するゲオルグ国王並びにその一派の行動を監視し、敵対行動を予防する目的に使用されるとした。しかし、議会の監視の及ばない資金であり、政府の情宣活動や中央情報局の活動資金として広く用いられた。³⁶⁾

ウエルフェン王家再興の試みは続く。ドイツ帝国成立後の一八七八年、ゲオルグ五世が没すると、皇太子エルンスト・アウグストは、ウエルフェン王家の権利とその相続を確認すべくドイツ皇帝ウイヘルム一世に書簡を送っている。ドイツ皇帝ウイヘルム二世に、今後帝国内に敵対する行為をなさないとの書簡を送るのが一八九二年で、これ

に基づき、プロイセン政府は資産没収を解除するとともに協定に基く年金支払を実行するのであった。エルンスト・アウグストが没するのは、一九二三年である。⁽³⁷⁾

注

- (1) 林健太郎編「ドイツ史」昭和三年、200頁。
Nipperdey, Thomas: Deutsche Geschichte 1866-1918, Bd.2, 1992, S.11. 北ドイツ連邦における併合諸法の取扱については注15参照。
- (2) ウィーン体制における君主主権体制と相互安全保障体制については、下記参照。大西健夫「ハノーファー王国一八三七年憲法紛争」早稲田大学教育学部「学術研究」地理学・歴史学・社会科学編「五六号、二〇〇八年。
- (3) 以下の叙述については、下記参照。山田晟「近代ドイツ憲法史」一九六三年、38頁以下。
- (4) 連邦執行法については、下記参照。大西健夫「ドイツ初期立憲主義期における大学問題」早稲田大学大学院教育学研究科紀要「一八号、二〇〇八年、25頁。
- (5) 以下の記述は、特記しない限り以下による。本文中の頁数は同書。
Groote, Wolfgang v.: Koeniggratz im Blick der Militaergeschichte, in: Dietrich, Richard (Hg.): Europa und der Norddeutsche Bund, 1968.
- (6) Militaergeschichtliches Forschungsamt (Hg.): Deutsche Militaergeschichte, Bd.2, Abschnitt IV, erster Teil, S. 205.
- (7) 阿部謹也「物語ドイツ史」一九九八年、213頁。
- (8) Militaergeschichtliches Forschungsamt (Hg.): a.a.O.S.353-355.
- (9) 鉄道の軍事利用に関しては、下記参照。本文中の頁数は同書。Bremm, Klaus-Juergen: Von der Schaussee zur Schiene. Militaer und Eisenbahn in Preussen 1833-1866, 2005.
- (10) プロイセンの鉄道政策と国有鉄道については、下記参照。山田徹夫「ドイツ資本主義と鉄道」二〇〇一年、32頁及び138頁表5-5。
- (11) Militaergeschichtliches Forschungsamt (Hg.): a.a.O.S.203.
- (12) 第一次世界大戦におけるドイツの政治と軍部の関係については、下記参照。室瀬「ドイツ軍部の政治史」二〇〇七年。
- (13) Huber, Ernst Rudolf: Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd.3, S.570.
- (14) ders.: a.a.O.S.570.
- (15) ニコルスブルク仮講和協定とブラハ講和条約については、下記参照。大西健夫「北ドイツ連邦の連邦主義構造」早稲田大学大学院教育学研究科紀要「一九号、

二〇〇九年。

- (16) Huber, Ernst Rudolf: Dokumente zur Deutschen Verfassungsgeschichte, Bd.2, S.249.
- (17) 北ドイツ連邦成立、攻守同盟、戦争賠償については、注15参照。
- (18) ハノーファー王国憲法紛争については、注16参照。
- (19) 国王ゲオルク五世の伝記については、下記参照。Brosius, Dieter: Georg V. von Hannover, in: Niedersaechsisches Jahrbuch fuer Landesgeschichte, 51, 1979. ハノーファー王国のごとく、特記しない限り以下に記参照。本文中の頁数は同書。Bertram, Mjindert: Das Koeningreich Hannover, 2003.
- (20) Kolb, G.Pr.: Handbuch der vergleichenden Statistik, 1865, S.245.
- (21) Militaergeschichtliches Forschungsamt (Hg.): Deutsche Militaergeschichte, Bd.2, Abschnitt IV, zweiter Teil, s.270.
- (22) Weber, Thorsten: Zwischen Hannover und Preussen, 1995, S.31. Pitz, Ernst: Deutschland fuer Landgeschichte, 38, 1966, S.105.
- (23) トロペマンの連邦改革案については、注15参照。
- (24) Pitz, Ernst: a.a.O.S.113.
- (25) Huber, Ernst Rudolf: Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd.3, S.449.
- (26) Militaergeschichtliches Forschungsamt (Hg.): zweiter Teil, a.a.O.S.272.
- (27) Bremm, Klaus Juergen: a.a.O.S.200.
- (28) Pitz, Ernst: a.a.O.S.114.
- (29) Weber, Thorsten: a.a.O.S.35.
- (30) Pitz, Ernst: a.a.O.S.143.
- (31) Weber, Thorsten: a.a.O.S.37.
- (32) Huber, Ernst Rudolf: a.a.O.S.587.
- (33) Gesetz betr. die Vereinigung des Koeningreichs Hannover, des Kurfuerstentums Hessen, des Herzogtums Nassau und der Freien Stadt Frankfurt mit der Preussischen Monarchie vom 20.9.1866. Preussische Gesetzsammlung, 1866, S.269. Patent wegen Besitznahme des vormaligen Koeningreichs Hannover vom 9.10.1866. Preussische Gesetzsammlung, 1866, S.271.
- (34) Huber, Ernst Rudolf: a.a.O.Bd.3, S.583.
- (35) ders.: a.a.O.S.589.
- (36) Brosius, Dieter: Welfenfonds und Presse im Dienst der preussischen Politik in Hannover nach 1866, in: Niedersaechsisches Jahrbuch fuer Landesgeschichte, 36, 1964, S.172ff.
- (37) Huber, Ernst Rudolf: a.a.O.S.591.